

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会会議規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会会議規則(昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一の二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十二条第四項を除く。)中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第七条第三号中「教育長」の下に「及びその委任を受けた者」を加える。

第九条第一項中「第十三条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第十四条第一項中「教育長」の下に「及びその委任を受けた者」を加え、同条第二項中「教育長」を「前項」に改める。

第十七条第一項中「出席委員」を「出席者」に改める。

第十八条第二項中「教育長及びその委任を受けた者」を「教育長の委任を受けた者」に改める。

第三十条中「委員長職務代理者」を「教育長職務代理者」に改める。

「第七章 会議録」を「第七章 議事録」に改める。

第四十二条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分中「会議録」を「議事録」に改め、同条第四項中「委員長及び委員長職務代理者並びにこれを作成した書記」を「教育長」に改め、同条に次の一項を加える。

5 議事録は、作成後、公表するものとする。

第四十二条の二中「会議録」を「議事録」に改める。

(奈良県教育委員会陳情処理規程の一部改正)

第二条 奈良県教育委員会陳情処理規程(昭和二十三年十二月奈良県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「委員長」を「教育長」に改める。

(奈良県教育委員会規則等公布に関する規則の一部改正)

第三条 奈良県教育委員会規則等公布に関する規則(昭和二十五年八月奈良県教育委員

会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「奈良県教育委員会委員長」を「奈良県教育委員会教育長」に改める。

(奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正)

第四条 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則(昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定に基づき委任された事務(ただし、軽易なものを除く。)については、速やかに委員会の会議に報告しなければならない。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条第一項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に、「第二十六条第二項各号」を「第二十五条第二項各号」に改め、同条第二項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合においては、教育長は、次の委員会の会議に報告しなければならない。

(奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第五条 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第七条第三項を削る。

(奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第六条 奈良県教育委員会会議傍聴規則(昭和五十七年八月奈良県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三条第四号中「ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機」を「ラジオ、拡声器、マイク、映写機」に改める。

第六条第五号中「携帯電話機及びポケットベル」を「携帯電話等」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

（撮影等の禁止）

第七条 傍聴人は、傍聴席において会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秘密会の場合の退場）

第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつた場合は、教育長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。

第九条第一項及び第十条中「委員長」を「教育長」に改める。

第一号様式中「~~奈良県教育委員会~~」を「~~奈良県教育委員会~~」に改める。

第二号様式中「~~奈良県教育委員会~~」を「~~奈良県教育委員会~~」に改め、
「~~携帯電話及びボキシム~~」を「~~携帯電話等~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。